

全従業員に昇給を。 減額撤回に 立ち上がろう

かいな

全日本金属情報機器
労働組合(JMIU)
日本アイビーエム支部
東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL.: 03-3583-9037
FAX.: 03-5562-0853

定価 月 500円

決まらぬ会社側証人

労務担当は昨年末で退職

都労委・中労委
報 告

この1月に東京都労働委員会と中央労働委員会の審判が開催され一定の進展がありました。ひき続きご支援をお願いします。

準備書面提出 — 都労委

1月10日に東京都労働委員会(都労委) 第2回審判がひらかれました。

組合は解雇と賃金減額の撤回および陳謝文の掲載を求める準備書面を提出しました。

会社は次期期日までに反論の準備書面を提出することを約束しました。

準備書面への 反論準備へ — 中労委

会社は2012年7月に、従業員の能力不足を理由にした解雇を初めて



都労委審判後の集会で

強行しました。組合は解雇実行前に団体交渉を開催するよう要求しました。日程的には開催可能

は都労委に団交拒否の救済を申し立てました。

これに対して都労委は2013年8月に組合の主張を全面的に認める全部救済命令を出し、

本先に陳謝文を掲示するよう命令しました。

しかし会社はこれに従わず中央労働委員会(中労委)に再審査

申立を行い、命令が確定していないことを口実に陳謝文の本

社に陳謝文の掲示を拒否しました。裁判の判決と

裁判の判決と

異なり、労働委員会が救済命令は確定前でも有効です。組合からの嚴重抗議で会社はこれを知っているにもかかわらず、命令を無視し続けています。

その中労委再審査申立第2回審判が1月17日に開かれました。

組合・会社双方からそれぞれの言い分を主張した準備書面が提出され、次期期日までにそれぞれの反論を提出するよう公益委員から指示が出されました。

その後、会社が証人申請した、昨年までの人事・労務担当であり、団体交渉の会社側代表者が年末に退職したため、組合から証人申請に変更があるか質問しました。

会社からは「再検討す

裁判・労働委員会日程

ロックアウト解雇裁判

1次・2次 2月14日(金)10:30東京地裁103号法廷
3次 2月20日(木)11:00東京地裁823号法廷
大阪 2月21日(金)13:10大阪地裁609号法廷

賃金減額裁判

2月20日(木)10:30東京地裁620号法廷
東京都労働委員会期日(不当労働行為申立て)

2月25日(火)13:30東京都庁 南34F

中央労働委員会期日(団交拒否)

3月11日(火)13:30中労委第3部会

ブラック企業をなくそう 全国主要事業所前で一斉行動

1月17日早朝、日本IBM主要事業所前で「ロックアウト解雇」撤回を求め一斉宣伝行動を実施。その後厚労省前行動・経団連包囲行動へと繰り出しました。

◆本社事業所前

多数の支援を得て、約50名規模で元気に宣伝行動を行いました。出社してくる多くの従業員にピラを配布する中、ロックアウト解雇や大幅な賃金減額など、会社の暴挙に対抗するために、組合が組合未加入者の「楯」となって闘っていること、そこにさらに多くの従業員が団結し、ともに闘うことが何より重要であることを訴えました。

◆大阪事業所前

IBMがブラック企業と化していることの報告、大阪での裁判の報告、今の政策に対する報告等を、通勤前の労働者に訴えました。

また、生熊JMIU委員長や伊藤東京地評議長、たなくとも、泣き寝入りするのではなく、皆さん

が協力して立ち向かうことが大切で、そのために労働組合に結集し、団結の力でもって会社に改善要求をしていくことを訴えました。

◆豊洲事業所前

JMIU本部、東京地本からの応援を受け事業所前宣伝行動を行いました。宣伝ビラも大量にさばけ、IBM従業員だけでなく周辺他社の従業員の方々にもビラをとっていただきました。

会社の横暴なやり方に、対し、個人では歯が立たなくても、泣き寝入りの人が組合に大義ありと

思ってくれていることを感じ取れました。

◆名古屋事業所前

支援者と一緒にビラ配りを行い、ロックアウト解雇撤回裁判の原告やJMIU愛知地本の早川委員長、愛知県労働組合総連合(愛労連)の樽松(くれまつ)議長らがIBMの非道を訴えました。

◆海浜幕張駅前

JMIU千葉地本、千葉労連の支援を受け海浜幕張駅前ではIBMでの非道なロックアウト解雇などの問題について、通勤の人たちに訴えました。

厚労省・経団連包囲行動

春闘の賃上げ・雇用問題などを改善するために、丸の内仲通りのデモ行進と経団連前および厚労省前での訴えを行いました。総勢述べ1000人余りの各組合の仲間が集い、鳴子を鳴らしながら丸の内ビジネス街で歩きかう多くの人に、賃上げ、雇

用確保や原発反対などの要求をシュプレヒコールで訴えました。

また、300人を超える人たちが厚労省前で、「ブラック企業をなくそう」「派遣法改悪反対」などの訴えをしました。寒風の中、手袋をしていてもみんな賛同の意を示していました。

当日はちょうどオウム真理教の事件の公判も開かれていて、裁判所から霞ヶ関の交差点にかけてのものしい雰囲気もありましたが、集まった人たちの熱気で、寒さも吹き飛ばし勢いでした。

身を守るため 組合結集を

今後も、事業所前だけでなく駅頭や裁判所前でも継続的にIBMでのロックアウト解雇や過酷な労働実態を世間の人たちに訴えていきます。

そして、労働組合に入ると攻撃を受けると従業員の多くの方が思い込んでいるかもしれませんが、組合に入ると団結しないことの方がよほど危険です。

会社の人員削減のためのターゲットは組合ではなく、一般従業員全体だからです。物言わぬ一般従業員が今一番あぶないので

す。今こそ組合に団結し、自分の雇用・生活を守ることによって、日本の雇用破壊を食い止めるために力を合わせる必要を強く感じます。自分の身を守るために、ぜひ組合に加入しましょう。



昨年12月12日に東京地裁823号法廷にて、ロックアウト解雇裁判の第三次訴訟の口頭弁論が開かれました。
原告4名のうちの一人と穂積剛弁護士が意見陳述を行いました。穂積弁護士の意見陳述書を掲載します。

「国内最大のブラック企業」の非道！ 第三次ロックアウト解雇裁判 穂積弁護士意見陳述書

1. 本件解雇の経緯

被告日本IBMは、2012年7月から10月に至るまで、15名の従業員に対して、業績不良を理由として解雇予告を実施した。このうち11名、すなわち7割以上が労働組合員であった。
これに対しては、3名を原告とする第一次訴訟が提起され、現在民事36部の合議係に係属中である。
被告会社は、今年2013年にも、5月と6月にかけて26名の従業員に対し、同様に業績不良を理由とする解雇予告を実施した。このうち15名、すなわち6割相当がやはり労働組合員であった。
これに対し、2名を原告とする別件の第二次訴訟が先行して提訴されており、この事件も36部に係属している。
6月末に解雇予告された中には大阪事業所勤務の労働組合員もあり、こちらは大阪で提訴して、事件は大阪地裁に係属している。
本件は、6月に解雇予告された労働組合員4名が原告となった、東京での第三次訴訟である。

2. 労働組合狙い撃ちの異常性

全体で見ると、合計で41名に対して解雇予告がなされ、そのうち26名が労働組合員であり、全体の3分の2が組合員だったことになる。2012年7月時点の被告の従業員が1万4000名、組合員が約100名だったことからすると、これは驚くべき高確率であり、これだけですでに恣意的選択だといえる。しかも今回の第三次訴訟において特徴的なのは、原告4名のうち3名が中央執行委員、分会委員長と分会副委員長という組合幹部だったことである。
このように本件は、労働組合と労働幹部が狙い撃ちにされているという点で、まず一つ大きな異常性がある。

3. 突然大量に始まった「業績不良解雇」

就業規則上の業績不良を理由とした解雇を、これまで10年以上会社は実施したことがなかった。これは会社も認めている。それが突然、昨年7月から大量に連発され始めた。
業績不良で改善の見込みがない従業員が、これまで10年以上もいなかったのに、昨年7月以降になって忽然と40名以上もの対象者が現れるなど、端からあり得ない異常事態である。

4. 「ロックアウト型解雇」の異常性

本件解雇は、いわゆる「ロックアウト型」として実行された。原告らはある日突然、目的も参加者の説明もないミーティングに呼び出され、何も知らずに会議室に行くと、そこに上司の上司と人事担当者が待ち構えていて、用意してあった定型の「解雇理由」を読み上げるだけ。
突然のことで動揺している従業員に、会社はすぐに私物をまとめて社外に退去するよう命令する。出ていくまで監視されているので、従業員はまるで自分が悪いことでもしたかのように見世物にされたまま、追い出される。これ以降、社員証は無効にされ二度と社内に入ることも許されない。
こうしたやり方も明らかに異常である。最高裁の有名な薬事法判決は、人間にとって職業が単なる経済的手段にとどまらず、「各人が自己の持つ個性を全うすべき場として、個人の人格的価値とも不可分の関連を有する」と判示した。このような人格的価値は、人間が社会的存在である以上、職場における社会的接触関係を充実させることも含めて評価されるべきである。
ところが原告らは、「ロックアウト型解雇」という手段により、職場という重要な社会的接触関係から強制的に切り離され、職場での人間関係から排除され、あたかも犯罪者でもあるか如く社外に追い出された。そのような対応をしなければ、会社にとって取り返しのつかない不正な損害の発生する虞れが高いような特段の事情があったのでない限り、こうしたやり方は明らかに異常である。

5. 40名が完全に同一「解雇理由」という異常性

まだある。裁判所はすでに甲号証をご覧になったと思うが、誇張ではなくまさに「一字一句」同じ文字が羅列された「解雇理由」しか従業員らには示されていない。40名もの従業員が「業績不良」で解雇を宣告されたのに、その理由が全員一字一句同じなどということがあり得るだろうか。
労働基準法が解雇理由証明書の提出を義務づけたのは、「労働者が解雇についてやむをえないと受忍するか、これを争うかを迅速に判断できるようにすること」（菅野和夫）が理由の一つとされている。しかし、所属部署のまるで異なる40名が、同一文言だけ羅列された解雇理由を示されて、どうやってその判断ができるというのか。これまた異常としか言いようがなく、明らかな違法行為である。

6. 本件の審理についての要望

このように本件は、会社による異常行為が大規模に実行された事案である。日本IBMという大企業がこれほど異常なことを行えば、社会的に注目を集めるのは必然であろう。FLASHの記事は、このあまりに異常なやり方に「国内最大のブラック企業『日本IBM』社員締め出し解雇の非道！」とこれを大々的に報道した。このような報道は他にも多数ある。
本件では、会社の大規模で異常なやり方に対し、多くの代理人が集結して多数の傍聴者も詰めかけている。裁判所におかれては、こうした本件の異常性に正面から向き合うとともに、社会的関心の特に高い本件について、細心の注意を払って審理に臨んでいただきたく、意見陳述する次第である。

レノボ雇い止め争議報告

虚偽発言を裏付ける追加答弁書——横浜地裁
争議解決への姿勢を見せない会社——県労委

リストラを認めた会社

1月16日、横浜地方裁判所502号法廷にてレノボ社有期雇用雇い止めに関する第2回裁判が開かれました。裁判官からの「訴状に対する会社側の答弁書が不十分」との異例の意見を受けて、会社は追加の答弁書を提出しました。

会社は、団交の中で、「リストラの計画自体なく、リストラは行っていない」と断言していましたが、答弁書の中には、「PC業界のトレンドの推移と、開発を中国に移すために人員の見直しが必要であった」と記述されています。つまり団交の中で、会社は虚偽の発言をしたということが裏付けられ、不誠実団交が行われたことが明白となりました。

次回期日は2月27日10時より、同法廷で行われます。多くの方の傍聴をお願いいたします。

1月18日にJMIU日本IBM支部の旗開きが東京と大阪の会場をインターネットで繋ぎ同時開催されました。当日は例年の倍以上の組合員が参加し、会場は熱気で溢れました。

裁判原告からは以下の挨拶がありました。

（ロックアウト解雇裁判原告）「突然呼び出し、能力不足を理由に一方的に解雇予告通知をおきながら、何度も自宅に電話をかけてきて退職加算金をちらつかせ自己都合退職を迫る。これは解雇理由に正当性がないことを会社が一番わかっているからであり、絶対に許せない。徹底的に闘いま

解決提案を蹴った会社

裁判と同日、1月16日11時より、不誠実団交の救済を求めた神奈川県労働委員会審査が、石川町神奈川県労働委員会にて行われました。雇い止め通知から雇い止めになる間の経緯を双方からの

準備書面、証拠説明書によつて確認しました。また「雇止めを早期に全面解決するための提案を、労働委員会より個別調査の席を通じて会社へ提示してもらいましたが、会社は、提案には応じられないとの態度を示しました。争議を解決させようという姿勢が全く見られない会社の対応には閉口するばかりです。次回期日も、裁判と同日の2月27日11時となりました。どなたでも傍聴できますので、神奈川県労働委員会までお越しください。

す

（賃金減額裁判原告）

「ロックアウト解雇、賃金減額といった会社の強給でなくとも仕方がない」とあきらめてしまつてい

社内では賃上げは異次元の世界。社員は、減額・解雇されなかったから昇給でなくとも仕方がないと思つてしまつてい

二元中継で組合旗開き 熱気あふれる会場、決意新たに



参加者たちを上げる氣勢とガンバロー

参加者たちは、要求しなければまずまじす条件は悪くなるだけ。賃金減額裁判に勝利し、社員の生活を守りたい」

JMIU本部、大阪地本、神奈川地本、および航空労働組合は、日本IBMでの争議は労働法改正の先取りである。日本の将来を左右する大

引な人事施策に社員は怯えきつてしまつてい。首相でさえ労働者の賃上げを呼びかけている中、

また、IBMグローバルユニオンからは「いよいよ2015年ロードマップのカウンタダウンが始まり、目的達成のためにはあらゆる手段をとってくる。たとえそれが会社に致命的なダメージを与えることになっても。全世界のIBM従業員に労働組合を組織し団結しよう」と呼びかけるメッセージが届きました。今年も組合は社員のくらしと雇用を守るためそれと反対する人事施策に対して声を上げていきます。

ハンマー

2月9日、猪瀬前知事の辞職に伴う東京都知事選挙が行われる。▼今回の選挙で特徴的なことがいくつかある。まず告示前の予定候補者による討論会がことごとく中止になったこと。候補者が自分の政策を訴えあう場を作った組織や都民に対し、実に非礼なことだと言わざるを得ない▼次に「政治とカネ」の面で問題を抱えている候補士の一騎打ち、とマスコミが喧伝する異常さ。特に借金の返済目的利用を禁じている政党交付金を迂回させて党の借金を返済した疑いのある候補へ、都民の税金を預けることなどできない▼最後は「ネット利用選挙」に対する信用失墜行為。ツイッターの認証済みアカウントに関するゴタゴタにはあきれるばかりだ▼討論会にただ一人出席の意思を示し、東京を「希望のまち」に変える候補へ、私は投票したい。(龍)